# 第１　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

令和６年９月６日

## ２　請求人

　　　略

## ３　請求の要旨

別紙１記載のとおり。

# 第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## １　監査対象事項

知事が、令和５年４月11日付けで株式会社Ａ（以下「Ａ社」という。）に対する大阪府営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給決定の取消し及び支給済協力金の返還請求をしながら、訴訟を提起するなど実効性のある回収行為をしていないという違法又は不当に公金の徴収を怠る事実の存否

## ２　監査対象機関

大阪府商工労働部（以下「商工労働部」という。）

## ３　請求人の陳述

令和６年９月19日付けで、同月26日に法第242条第７項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知したが、請求人から、請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかった。

## ４　実地監査

令和６年９月27日、監査委員事務局職員が商工労働部に対し監査を実施し、協力金の制度の概要、Ａ社の協力金の申請と支給決定、令和５年４月11日付けＡ社に対する協力金の支給決定の取消し及び支給済協力金の返還請求の経過等、本件請求に係る証拠書類等の確認を行うとともに、聴取を行った。

# 第４　監査の結果

## １　事実関係

本件住民監査請求に関して行った前記第３の４の実地監査、事実証明書の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

### (1) 協力金の概要

ア　根拠規定等

協力金は、新型コロナウイルス感染症のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。令和５年法律第14号による改正前のもの。）第24条第９項、第31条の６第１項又は第45条第２項の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を対象として、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止及び当該事業者の事業の継続に資するために、要請期間の区分に応じ、第１期から第９期までが大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和４年大阪府規則第３号。以下「新規則」という。）による全部改正前の大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和３年大阪府規則第５号。以下「旧規則」という。）を、第10期及び第11期が新規則をそれぞれ根拠として支給されたものであり、協力金の支給の法的性質は、支給を求める事業者からの申込みに対する知事の承諾により成立する私法上の負担付贈与契約である。

協力金の支給要件、協力金の額、支給の申請、支給の決定の通知、支給決定の取消し、返還等の協力金の支給に関し必要な事項は、旧規則及び新規則のほか、第１期から第９期までは大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱（以下「旧要綱」という。）に、第10期及び第11期は令和４年大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱（以下「新要綱」という。）に、それぞれ定められている。

なお、府が令和５年４月11日付けで、Ａ社に対し支給決定を取り消すとともに返還請求を行ったのは、第１期から第３期までの協力金であった。

イ　協力金の主な支給要件

協力金の主な支給要件は、次のとおりである。

(ｱ) 府の区域内に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）を有していたこと。

(ｲ) 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第１項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。）を受けていたこと。

(ｳ) 申請施設について、飲食をさせる役務の提供に係る営業を継続していたこと。

(ｴ) 申請施設について、飲食提供営業の時間を午前５時から午後８時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前11時から午後７時までの間とする措置を講じたこと。なお、第３期以降については、営業時間短縮の時刻や酒類提供の時刻につき、上記とは異なる措置の定めがある。

(ｵ) 申請施設について、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、申請施設に感染防止宣言ステッカー（感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者に知事が交付する標章をいう。）を掲示していたこと。

ウ　協力金の額

旧規則第３条第１項から第３項までに定められた第１期から第３期までの協力金の額は、申請施設１か所につき、次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要請期間（要請日数） | 単価（円／日） |
| 第１期 | 令和３年１月14日～同年２月７日（25日間） | ６万円 |
| 第２期 | 令和３年２月８日～同月28日（21日間） | ６万円 |
| 第３期 | 令和３年３月１日～同年４月４日（35日間） | ４万円 |

なお、第４期以降の協力金の額については、上記とは異なる定めがある。

エ　協力金の支給及び支給決定取消し等の手続

(ｱ) 支給申請

協力金の支給を受けようとする事業者は、支給を受けようとする期ごとに、旧規則第５条及び旧要綱第４条の規定又は新規則第４条及び新要綱第４条の規定により、知事に対し、その定める期日までに、知事が定める書類を郵送で提出することにより、又は大阪府行政オンラインシステムを利用して申請することとなっていた。

(ｲ) 支給の決定等

知事は、協力金の支給の申請があったときは、旧規則第６条及び第７条の規定又は新規則第５条及び第６条の規定により、当該申請に係る書類等を審査し、協力金を支給すべきものと認めたときは、協力金の支給を決定し、協力金の支給を決定したときは、速やかにその決定内容を、支給申請をした事業者に通知することとなっており、旧要綱第７条第１項又は新要綱第７条第1項の規定により、当該通知は、事業者への協力金の入金をもって行うものとされていた。

(ｳ) 支給の決定の取消し等

知事は、協力金の支給を受けた事業者が、協力金の支給要件のいずれかに該当していなかったことが判明等したときは、旧規則第10条又は新規則第11条の規定により協力金の支給の決定を取り消すものとされている。

(ｴ) 決定の取消し後の協力金の返還請求について

知事は、協力金の支給決定を取り消した場合で、既に協力金が支給されているときは、旧規則第11条又は新規則第12条の規定により、期限を定めてその返還を命ずるものとされており、支給決定の取消通知書と併せて、返還金に係る納入通知書を、支給決定を取り消した事業者に送付することにより請求する。

なお、前記アのとおり、協力金の支給の法律関係は、私法上の負担付贈与契約に基づくものであるところ、支給決定の取消しは解除権の行使であり、返還請求は解除に基づく原状回復請求権の行使であって、その返還金は私債権に当たる。

(ｵ) 返還金の債権管理について

前記(ｴ)の納入通知書の送付後、納期限（納入通知書の発行日から20日後）までに返還金が完納されない場合は、法令及び規則の定めに従い、その回収のために督促等の手続を行う。

地方公共団体の有する債権のうち私債権については、法第240条において、普通地方公共団体の長は、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない旨、徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨が定められている。

法第240条の督促については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条において、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定められており、府においては、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第32条で、納入義務者が納期限までに歳入を完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないこと、督促状の指定期限は、これを発する日から起算して10日を経過した日とすることが定められている。

次に、法第240条の強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置については、令第171条の２において、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、令第171条の５の徴収停止、令第171条の６の履行延期の特約等の場合を除き、①担保の付されている債権については担保の実行、②債務名義のある債権については強制執行の手続をとること、③ ①②に該当しない債権については訴訟手続により履行を請求することが定められている。

### (2) Ａ社の支給申請とＡ社に対する支給の決定等について

ア　Ａ社の支給申請

Ａ社は、知事に対し、大阪市内に所在する飲食店（以下「本件店舗」という。）を申請施設とし、第１期から第３期までの各期の要件を満たしており、第１期は令和３年３月６日に、第２期は同月31日に、第３期は同年５月10日に、いずれも各期の受付期間内に、前記(1)ウの各期の要請期間の全期間において要請に応じていたとして、協力金の支給申請を行った。

イ　Ａ社に対する支給の決定等

知事は、Ａ社からの第１期から第３期までの支給申請に対し審査をし、第１期は令和３年５月21日付けで150万円（６万円×25日間）、第２期は同年６月３日付けで126万円（６万円×21日間）、第３期は同月18日付けで140万円（４万円×35日間）の支給を決定し、Ａ社の口座へ入金した。

### (3) Ａ社に対する支給決定の取消し及び支給済協力金の返還請求について

令和５年４月11日付けで、知事は、Ａ社に対し、旧規則で定める要件を満たしていないとして、第１期から第３期までの本件店舗に係る協力金の支給決定を取り消し、同年５月１日までに、支給済の協力金の合計416万円を返還するよう文書で通知するとともに、同日を納期限とする納入通知書により返還を請求した。

### (4) Ａ社に対する返還請求後の府の対応状況について

ア　前記(3)の納期限である令和５年５月１日までに返還金が納付されなかったため、知事は、同月19日付けで、Ａ社に対し、同月29日を指定期限とする督促状を送付したが、同日までに返還金の納付はなかった。

イ　前記アの指定期限後、知事は、Ａ社の代理人弁護士に数次にわたり催告を行うとともに、納付交渉を行ったところ、令和６年７月17日に返還金が完済されるとともに、同年８月９日に当該返還金に係る延滞金についても納付された。

ウ　前記アの指定期限後、知事より、Ａ社に対して訴訟が提起された事実はない。

## ２　判断

請求人は、知事が、Ａ社に対する協力金の支給決定を取り消し、支給済協力金の返還請求を行ったにもかかわらず、その後法的に訴訟を提起するなど実効性のある回収行為を行っていないとして、漫然と公金の回収を怠っていることが違法な不作為である旨主張するので、以下判断する。

### (1) 債権管理に係る知事の裁量について

ア　前記１(1)エ(ｵ)のとおり、納期限までに返還金が完納されない場合には、法令及び規則の定めに従い、督促を行い、令第171条の２の規定により、督促をした後「相当の期間」を経過してもなお履行されないときは、徴収停止、履行延期の特約の場合を除き、①担保の付されている債権については担保の実行、②債務名義のある債権については強制執行の手続をとること、③ ①②に該当しない債権については訴訟手続により履行を請求することとなる。

ここで、「相当の期間」とは、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して、地方公共団体の長が決すべきものであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである」（逐条地方自治法第９次改訂版1036頁）と解されている。

イ　このように、地方公共団体の長に義務付けられている債権の保全及び取立てに関する必要な措置を行うべき時期については、地方公共団体の長が決定するものとされていること、また、徴収停止や履行延期の特約等が認められていることからしても、長には、債務者の納付意思等を考慮しつつ、強制執行その他その保全及び取立てに関する措置について、いつ、いかなる措置をとるかについて一定の裁量が認められるというべきであり、督促後に直ちに訴訟提起等の法的措置に移行することなく、自主納付に向けて催告や説得、納付交渉を重ねることは長におけるかかる裁量の範囲内と考えられる。

ウ　府についてみると、私債権を含む債権の管理に関して、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成22年大阪府条例第59号）を定めており、「知事は、債権の回収及び整理に関する目標を達成するため、法令、この条例及び規則の定めるところに従い、債務者の資力の状況その他の事情に応じた適切な措置を講じなければならない」とされており、たとえば、督促後、期限までに納付がされない場合には、随時催告を行い、納付を促し、又は納付交渉を行うことなど、各債権の管理に係る様々な状況に応じて、所管室課等において最も効果的な対応をとることが考えられる。

### (2) Ａ社に対する返還請求後の知事の回収行為について

ア　前記１(3)及び(4)アのとおり、知事は、Ａ社に対し、令和５年４月11日に同年５月１日を納期限として既払い協力金416万円の返還請求を行ったが、納期限までに納付がされず、さらに同月19日付けで、Ａ社に対し、同月29日を指定期限とする督促状を送付したものの、同日までに返還金の納付はなされなかったが、Ａ社の代理人弁護士に対し数次にわたり催告を行うとともに、納付交渉を行った。その結果、前記１(4)イのとおり、当該返還金は完済され、返還金に係る延滞金についても納付されていることが認められる。

イ　以上述べたところからすると、本件において、知事はＡ社に対する協力金の返還金に係る督促後、催告や納付交渉を行い、その結果、Ａ社から返還金及び延滞金の納付がなされたのであるから、違法又は不当に回収行為を怠る不作為があったとはいえない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件監査請求を棄却する。

# （別紙１）請求の要旨

令和６年９月６日付け　請求人提出

請求の要旨

大阪府知事の不作為に対する住民監査請求

１　請求の要旨

（１） 対象となる財務会計上の事実

・令和５年４月11日付けで、大阪府知事が株式会社Ａに対して、同社が大阪府から支給を受けた合計416万円の時短協力金の支給決定の取り消し決定及び返還請求をしながら、本日現在、法的に訴訟を提起するなど、実効性のある回収行為をしていない（不作為）。

(令和４年（略）号、同５年（略）号営業時間短縮協力金支給決定等支給申込承諾等地位確認請求控訴、同附帯控訴事件（原審・大阪地方裁判所令和３年(略)号、同年(略)号、同４年(略)号）の判決において、株式会社Ａが、実質敗訴したにも関わらず、大阪府に返還をしていない。)

（２） その行為が違法又は不当である理由

株式会社Ａが違法に取得した時短協力金は大阪府の税金を詐取したものであるにもかかわらず、その回収のための訴え提起等の手続きをとらず、漫然と公金の回収を怠っていることは、大阪府が株式会社Ａにより損害を被っているにもかかわらず、大阪府知事が、「徴収・・・・を怠る」もので、違法である。

（３） その結果、大阪府に生じている損害

営業時間短縮協力金

　期別（申込番号）　　 申請日　　　　　　支給日　　　　　支給金額

第一期（略） 　　 令和３年３月６日　 令和３年５月21日　 1,500,000円

第二期（略）　　　令和３年３月31日　 令和３年６月３日　 1,260,000円

第三期（略）　　　令和３年５月10日　 令和３年６月18日　 1,400,000円

　 合計金額 4,160,000円

（４） 請求する措置の内容

知事は、大阪府府民の税金の為、全額取り戻しを行う。

（５） 財務会計行為から１年以上経過している正当な理由

本件は、大阪府知事の不作為を問題としており、財務会計行為としては、具体的な回収行為はしないという不作為であるから、公金の支出行為など「財務行為」が一時期において終了するものではないので、財務行為から１年が経過しているという、監査請求の要件は問題とならない。

なお、請求者が、大阪府知事による株式会社Ａに対する取り消し決定、返還請求の事実について知ったのは、令和６年８月15日である。

地方自治法第242条第一項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

事実証明書（略）

# （別紙２）関係法令（抄）

○令和５年法律第14号による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部長の権限）

第24条（略）

２～８　（略）

９　都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（感染を防止するための協力要請等）

第31条の６　都道府県知事は、第31条の４第１項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

２～５　（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第45条　（略）

２　特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第72条第２項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

○食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第51条　都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第52条　前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

②・③　（略）

○令和元年政令第123号による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第228号）

（営業の指定）

第35条　法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一　飲食店営業

二　喫茶店営業

三～三十四　（略）

○令和４年大阪府規則第３号による全部改正前の大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和３年大阪府規則第５号）

（支給の要件）

第２条　知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和３年１月15日以後に事業を営まなくなった者を含む。次項から第13項までを除き、以下同じ。）に対し、令和３年１月14日から同年２月７日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第一期協力金」という。）を支給するものとする。

一　令和３年１月14日から同年２月７日（同年１月15日から同年２月７日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において事業を営まなくなった場合にあっては、事業を営まなくなった日の前日。以下この項において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

二　協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和３年１月14日から同年２月７日までの全ての期間において、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧食品衛生法」という。）第52条第１項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。以下同じ。）を受けていたこと。

三　申請施設について、令和３年１月14日以前から同年２月７日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業（以下「飲食提供営業」という。）を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

四　申請施設について、令和３年１月14日又は同月18日から同年２月７日までの全ての期間において次のイからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

イ　（略）

ロ　施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前５時から午後８時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前11時から午後７時までの間とすること。

ハ　直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

五　申請施設について、令和３年１月14日（前号イからハまでのいずれかの措置を同日後に講じた事業者にあっては同月18日）から同年２月７日までの全ての期間において、申請施設に関係する事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー（感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者に知事が交付する標章をいう。以下同じ。）を掲示していたこと。

六　次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。

イ　宗教上の組織又は団体

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ハ　従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ニ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

ホ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

２　知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和３年２月９日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和３年２月８日から同月28日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第二期協力金」という。）を支給するものとする。

一　令和３年２月８日以前から施設において事業を営んでいた場合　次のイからヘまでのいずれにも該当すること。

イ　令和３年２月８日から同月28日（同日までの間に施設において事業を営まなくなった場合にあっては、事業を営まなくなった日の前日。以下この号において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

ロ　申請施設について、令和３年２月８日から同月28日までの全ての期間において、旧食品衛生法第52条第１項の許可を受けていたこと。

ハ　申請施設について、令和３年２月８日から同月28日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ　申請施設について、令和３年２月８日から同月28日までの全ての期間において前項第４号イからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

ホ　申請施設について、令和３年２月８日から同月28日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ　前項第６号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二　（略）

３　知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業者（令和３年３月２日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対し、令和３年３月１日から同年４月４日までの間において要請に応じたことに対する協力金（以下「第三期協力金」という。）を支給するものとする。

一　令和３年３月１日から同年４月４日までの全ての期間において施設において事業を営んでいた場合　次のイからヘまでのいずれにも該当すること。

イ　令和３年３月１日から同年４月４日（同年３月22日以後、ニ(1)から(3)までのいずれの措置も講じなくなった場合にあっては、同月21日。次号を除き、以下この項において同じ。）までの全ての期間において大阪市の区域内に施設を有していたこと。

ロ　申請施設について、令和３年３月１日から同年４月４日までの全ての期間において、旧食品衛生法第52条第１項の許可を受けていたこと。

ハ　申請施設について、令和３年３月１日から同年４月４日まで飲食提供営業を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

ニ　申請施設について、令和３年３月１日から同年４月４日までの全ての期間において次の(1)から(3)までのいずれかの措置を講じたこと。

(2)　施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前５時から午後９時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前５時から午後８時30分までの間とすること。

(3)　直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。

ホ　申請施設について、令和３年３月１日から同年４月４日までの全ての期間において、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカーを掲示していたこと。

ヘ　第１項第６号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

二・三　（略）

４～13　（略）

（協力金の額）

第３条　第一期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　令和３年１月14日から同年２月７日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合　申請施設１箇所につき150万円

二・三　（略）

２　第二期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　令和３年２月８日から同月28日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合　申請施設１箇所につき126万円

二・三　（略）

３　第三期協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　令和３年３月１日から同年４月４日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合　申請施設１箇所につき140万円

二～五　（略）

４～13　（略）

（協力金の支給の申請）

第５条　協力金の支給を受けようとする事業者は、知事に対し、その定める期日までに、知事が別に定める書類を提出することにより、又はインターネットを利用することにより、申請しなければならない。

（協力金の支給の決定等）

第６条　知事は、協力金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、協力金を支給すべきものと認めたときは、協力金の支給の決定をするものとする。

２　知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、協力金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の支給の決定をするものとする。

３　知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

４　知事は、第１項又は第２項の規定による支給の決定をした事業者に係る情報のうち、申請施設の名称及び所在地に関する情報を公表することがある。

（協力金の支給の決定の通知）

第７条　知事は、協力金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、協力金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条　知事は、協力金の支給の決定を受けた事業者（相続人が協力金の支給の決定を受けた場合にあっては、死亡した事業者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の支給の決定を取り消すものとする。

一　次のイからオまでに掲げる支給の決定を受けた協力金の区分に応じ、当該イからオまでに定める場合に該当するとき（第５号に掲げる場合を除く。）。

イ　第一期協力金　第２条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ロ　第二期協力金（第２条第２項第１号に掲げる場合に限る。）　第２条第２項第１号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ハ　（略）

ニ　第三期協力金（第２条第３項第１号に掲げる場合に限る。）　第２条第３項第１号イからホまでのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

ホ～オ　（略）

二～五　（略）

２・３　（略）

４　第７条の規定は、第１項又は第２項の規定による取消しをした場合について準用する。

（協力金の返還）

第11条　知事は、協力金の支給の決定を取り消した場合において、既に協力金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　協力金の返還に係る費用については、事業者等の負担とする。

○大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和４年大阪府規則第３号）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和４年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の大阪府営業時間短縮協力金支給規則第２条に規定する第一期協力金、第二期協力金、第三期協力金、第四期大阪市外協力金、第四期大阪市内協力金、第五期協力金、第六期協力金、第七期前半協力金、第七期後半協力金（その一）、第七期後半協力金（その二）、第八期前半協力金、第八期後半協力金及び第九期協力金については、改正後の大阪府営業時間短縮協力金支給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱

（協力金の支給の申請等）

第４条　規則第５条に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　規則第３条第１項各号に掲げる区分に係る申請施設

イ　大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式略）

ロ　大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式略）

ハ　誓約・同意書（様式略）

ニ　各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

二　規則第３条第２項各号に掲げる区分に係る申請施設

イ　大阪府営業時間短縮協力金（第２期）支給申請書（様式略）

ロ　大阪府営業時間短縮協力金（第２期）支給要件確認書（様式略）

ハ　誓約・同意書（様式略）

ニ　各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

三　規則第３条第３項各号に掲げる区分に係る申請施設

イ　第３期　営業時間短縮協力金（令和３年３月大阪府・大阪市共同）支給申請書（様式略）

ロ　第３期　営業時間短縮協力金（令和３年３月大阪府・大阪市共同）支給要件確認書（様式略）

ハ　誓約・同意書（様式略）

ニ　各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

四～十一　（略）

２～６　（略）

（支払）

第６条　知事は、協力金の支給を決定したときは、あらかじめ知事が指定した事業者を通じて、協力金を支払うものとする。但し、知事が必要と認めるときはその限りでない。

（協力金の支給の決定の通知）

第７条　規則第７条の協力金の支給の決定の通知は、事業者又は相続人への協力金の入金をもって行うものとする。

２　知事は、規則第７条に基づき協力金の不支給を決定したときは、理由を付して通知するものとする。

３　（略）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（債権）

第240条　（略）

２　普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

３・４　（略）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（督促）

第171条　普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の３第１項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第171条の２　普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の３第３項に規定する分担金等に係る債権（第171条の５及び第171条の６第１項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第231条の３第１項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の５の措置をとる場合又は第171条の６の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一　担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二　債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三　前２号に該当しない債権（第１号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

○大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）

（督促）

第32条　歳入徴収者は、納入義務者が納期限までに歳入を完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状（様式略）を発しなければならない。

２　督促状（様式略）の指定期限は、これを発する日から起算して10日を経過した日（その日が日曜日等に該当する場合にあっては、その翌日）とする。

○大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成22年大阪府条例第59号）

(債権の回収及び整理に関して講ずべき措置)

第４条　知事は、債権の回収及び整理に関する目標を達成するため、法令、この条例及び規則の定めるところに従い、債務者の資力の状況その他の事情に応じた適切な措置を講じなければならない。